

よくある相談事例

スマホにダイエットサプリの広告が表示された。「お試し300円」「いつでも解約できる」と書いてある。試しに注文したら、その後も毎月送られてくる。よく見ると「定期継続が条件のお試し」であった。すぐ解約しようと電話をかけているが全くつながらない。飲んだら具合が悪くなった。価格も高く払えない。

問題点

- ※お試し価格で購入できる条件がホームページ上で分かりにくかった(確認しなかった)。
- ※解約条件に電話のみとなっているが、電話が全く通じないため解約できない。
- ※注文時に想定した以上の金額を支払うことになる。
- ※商品の安全性を確かめられない。

消費生活センターからのアドバイス

- ※ネット通販はクーリングオフができません。契約は簡単でも解約は簡単にできません。
- ※注文前に必ず解約条件・解約方法を確認してください。「解約申し出は電話のみ」としている事業者は連絡がつかないと解約できません。また証拠も残りにくいので電話が通じてその後も送りつける悪質事業者もいます。注文・解約には履歴を残しておきましょう。
- ※契約内容が分かりにくい、また不審を感じたら契約はやめましょう。
- ※体調が悪くなった場合は、すぐ医療機関で診察を受けましょう。
- ※トラブルが生じたり不安に思うことがあれば消費生活センターにご相談ください。

問合せ 松伏町消費生活センター(環境経済課内) ☎991-1854

人権それは愛♡

知っていますか「子どもの権利条約」

子どもの権利条約という言葉聞いたことがあるでしょうか。世界中の全ての子どもたちが持つ権利について定めた条約で、国際連合が1990年に発効し、日本でも1994年に同意されました。

子どもの権利条約では、主に以下の4つの権利が定められています。病気や怪我をしたら治療を受けられることなどを示した「生きる権利」、考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができることなどを示した「育つ権利」、あらゆる種類の虐待や搾取などから守られることなどを示した「守られる権利」、自由に意見を表したり、グループを作ったり、自由な活動を行ったりできることなどを示した「参加する権利」です。

問合せ 教育文化振興課 ☎991-1873 企画財政課 ☎991-1815

このように、子どもにはひとりの人間として正當に扱われる権利があります。その一方で、子どもに対する虐待がニュースなどで報じられています。子どもが健やかに成長していくためにも、私たち一人ひとりが子どもの権利を認め、大人がサポートできるような環境づくりを心がけていくことが必要ではないでしょうか。

国では、世界人権宣言が国際連合総会で採択された1948年12月10日を記念して、毎年12月4日から10日までを人権週間と定めています。また、埼玉県では、12月4日から10日まで「人権尊重社会をめざす県民運動強調週間」としています。

町長コラム

あきらめない心
～ 持続の秘訣 ～



鈴木 勝

吉野彰氏がノーベル化学賞を受賞した。インタビューの中で「研究者は頭が柔らかくなくてはいけない。それとは真逆で、しつこく最後まであきらめないことも必要だ」という言葉に感動した。エジソンの「失敗は成功の母である」という言葉は有名だが、「私は失敗をしていない、成功しない確率を発見しただけである」とも表現している。日本の発明家である松下幸之助氏は「失敗の多くは成功するまでにあき

らめてしまうところに原因があると思われる。失敗すればやり直せばいい、やり直してダメならばもう一度やり直せばいい」と言っている。ノーベル医学生理学賞を受賞した本庶佑氏も「教科書に書いてあることをそのまま信じて、自分で考え、納得するまであきらめないことである」と述べている。

全員に共通していることは、執着心を持ってあきらめずに、何度も挑戦し続けることだと思われる。本庶氏の趣味はゴルフであり、その趣味が、納得するまで執着心を持って臨むことを継続させる「切り替えのスイッチ」となっているという。

執着心を持って仕事を継続させるには、趣味で気分転換することも大切なことである。